

食品安全委員会の緊急時対応の流れ

食品安全委員会

情報・緊急時対応課

情報連絡

情報・緊急時対応課長

指示

情報連絡

情報・緊急時対応課員

各課への情報連絡・情報収集

事務局長

情報連絡

委員長

- ・食品安全担当大臣への報告が必要と判断
- ・委員会開催の必要性等の判断のため局内協議の開催を決定

指示

報告

事務局長

指示

局内協議

- ・委員、局長、管理職等により協議を行い、委員会会合の臨時開催決定

開催

委員会臨時会合

- ・厚労、農水省より、発生状況等の聴取
- ・緊急対策本部設置の必要性を判断
- ・委員会の対応策の決定

事務局長

- ・対応策の実施

事務局長

(対策本部の事務局長)

指示

事務局長

- ・緊急対策本部事務局の事務を処理

第一報の通報

リスク管理機関(厚・農・環)

厚労省 企画情報課

第一報の通報

農水省
食品安全危機管理官

環境省 企画課

協議要請

食品安全担当大臣

- ・閣僚級により総合的に対処する必要があると判断

開催

緊急協議

- ・食品安全担当大臣、関係各大臣(厚・農・環)、委員長とて協議を行い、緊急対策本部の設置を決定

設置決定

緊急対策本部設置

- ・本部長による副本部長、本部員の指名
- ・事務局の設置

開催

第1～?回緊急対策本部

- ・対応策の決定、指示

緊急協議

- ・本部解散についての協議

緊急対策本部解散

- ・食品安全担当大臣が対策本部の解散を決定

意見具申

食品安全委員会の緊急時対応の流れ < 初動対応編 >

食品安全委員会

情報・緊急時対応課

情報連絡

情報・緊急時対応課長

指示

情報連絡

情報・緊急時対応課員

各課への情報連絡・情報収集

事務局長

情報連絡

委員長

- ・食品安全担当大臣への報告が必要と判断
- ・委員会開催の必要性等の判断のため局内協議の開催を決定

指示

事務局長

報告

第一報の通報

リスク管理機関(厚・農・環)

厚労省 企画情報課

第一報の通報

農水省
食品安全危機管理官

環境省 企画課

協議
要請

食品安全担当大臣

- ・閣僚級により総合的に対処する
必要があると判断

< 現状の体制 >

- ・委員会内、大臣秘書官及びリスク管理機関情報連絡窓口との緊急時連絡網の作成
- ・第1次参集要員の指名
- ・長期休暇時における連絡先、休暇計画の把握
- ・平時から関係府省との定期的な情報交換の実施
(食品リスク情報関係府省担当者会議の開催等)

< 課題事項 >

- ・連絡網等を入れた実用的マニュアルの作成

食品安全委員会の緊急時対応の流れ < 委員会内対応編 >

食品安全委員会

事務局長

指示

事務局各課

・継続的な情報収集(情)

勧告広報課

・入手した情報や委員会会合の結果を迅速かつ適切に情報提供

< 現状の体制 >

・食品危害情報収集先(HPのアドレス等)の特定(平時)

< 課題事項 >

・専門家リストの充実
 ・電子ファイルの電子媒体(FD、CD-R等)への保存
 ・参考資料、書物等の整理及び把握

食品安全委員会

事務局長

招集

局内協議

・委員、局長、管理職等により協議を行い、委員会会合の臨時開催決定

開催

委員会 臨時会合

・厚労、農水省より、発生状況等の聴取
 ・緊急対策本部設置の必要性を判断
 ・委員会の対応策の決定

指示

勧告広報課

・入手した情報や委員会会合の結果を迅速かつ適切に情報提供

事務局各課

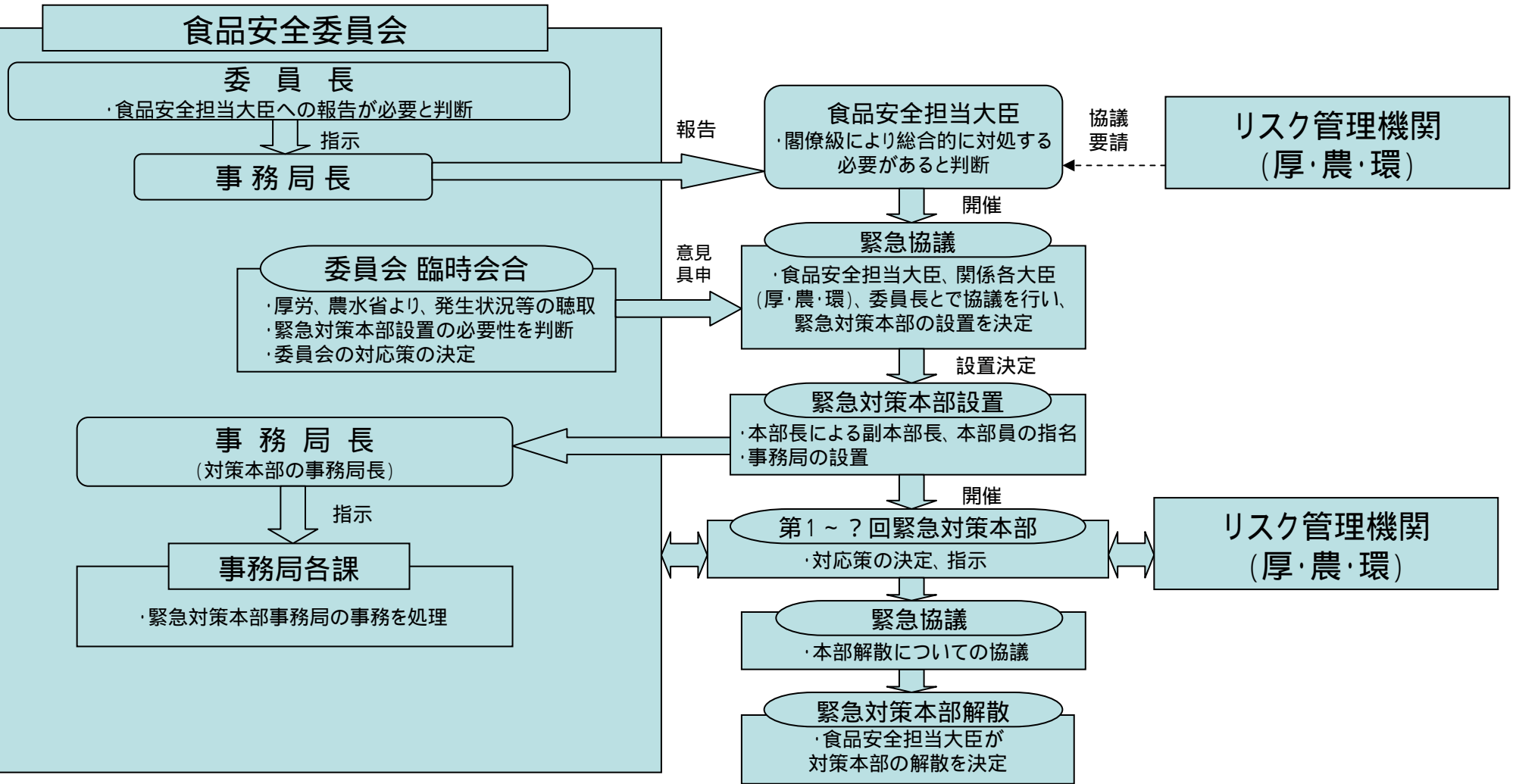
・対応策の実施

< 現状の体制 >

通常の定期的な委員会会合と同様の対応
 ・臨時開催について、事前にHPへの掲載、記者クラブへの張り出し
 ・資料作成
 ・関係省庁担当者及び専門家への出席要請
 ・会議室の設営 等

< 課題事項 >

食品安全委員会の緊急時対応の流れ < 緊急対策本部編 >



< 現状の体制 >
 ・電話による関係省庁との情報連絡

< 課題事項 >
 ・対策本部に係る事務手続きの明確化